（仮称）深谷通信所跡地公園整備事業及び
（仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業
環境影響評価準備書に関する補足資料

＜補足資料内容＞

1 交差点への副道の接続の仕方について 1

2 外周道路の歩道計画について 1

3 哺乳類の観点からの生態系に対する影響について 2

4 対象事業実施区域周辺のバスの運行ルート等について 5

5 景観の予測結果について 7

令和８年２月

横　浜　市

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

1　交差点への副道の接続の仕方について

【令和７年度第 11 回審査会ご意見】

準備書 6.5-67 ページに、計画されている外周道路の断面図が載っています。１点目はですね、外周道路東側の方は、この図でいうと下の図の方ですけれども、外側に副道が計画されています。こちらからこのままずっと辿っていくと、(準備書 6.13-8 ページの）交差点 No.２と No.３につながるかと思います。その交差点の形は、別ページの（準備書）6.13-53 ページにあるのですけれども、そちらには副道の記載はないようなので、この辺りでどのような接続になっているかをもう少し詳しくお聞きしたいです。

【事業者の見解】

準備書では、副道は交差点部分では接続しない想定で予測を行っています。なお、副道の接続形態（交差点への直接接続の可否、交通安全上の配慮等）については、今後の詳細設計を行う中で、交通管理者である警察と協議・調整を行いながら決定していく予定であり、詳細をお示しすることはできない状況です。

2　外周道路の歩道計画について

【令和７年度第 11 回審査会ご意見】

外周道路で、西側は先ほどの（準備書 6.5-67 ページの）断面図で、上の図になります。外周道路の内側には歩道が書かれているのですけれども、外側には歩道がないようです。新しくできる道路となると、そこを歩行者として使う方もおられると思うのですけれども、外側にも歩道を作る必要はないのかが２点目の質問です。

【事業者の見解】

外周道路西側等現道がない区間の歩道の取り扱いについては、両側歩道か片側歩道かも含め、今後の詳細設計を行う中で、交通管理者である警察との協議・調整や地域の利用状況も踏まえながら検討してまいります。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

3　哺乳類の観点からの生態系に対する影響について

【令和７年度第 11 回審査会ご意見】

哺乳類を調査していて、例えば哺乳類の注目種を選んでいないであるとか、あるいはアカネズミが出ていたりしますけれども、周辺の樹林とのネットワークの中で損なわれるような生息環境というものがないのかというようなことについて、少し情報がないのではないかと思います。なぜ哺乳類が注目種に入っていないのか、食物連鎖に対して影響が考慮されていないのかというところをお伺いできればと思いました。

【事業者の見解】

哺乳類に関しては、現地調査により、注目すべき種の選定基準に該当する種が確認されていないことから、注目すべき種は該当なしとしています。

生態系では、準備書でお示ししている図 3-1 のとおり、**当該地域における食物連鎖の関係の中で、対象事業実施区域内では高次消費者としてタヌキが生息しており、その中で生息環境の変化に伴う影響の程度や食物連鎖関係の変化に伴う影響の程度について予測を行っています（表 3-1 及び表 3-2 参照）。**なお、供用時の予測結果の記載に一部誤りがありました。評価書では表 3-2（2）のとおり修正いたします。

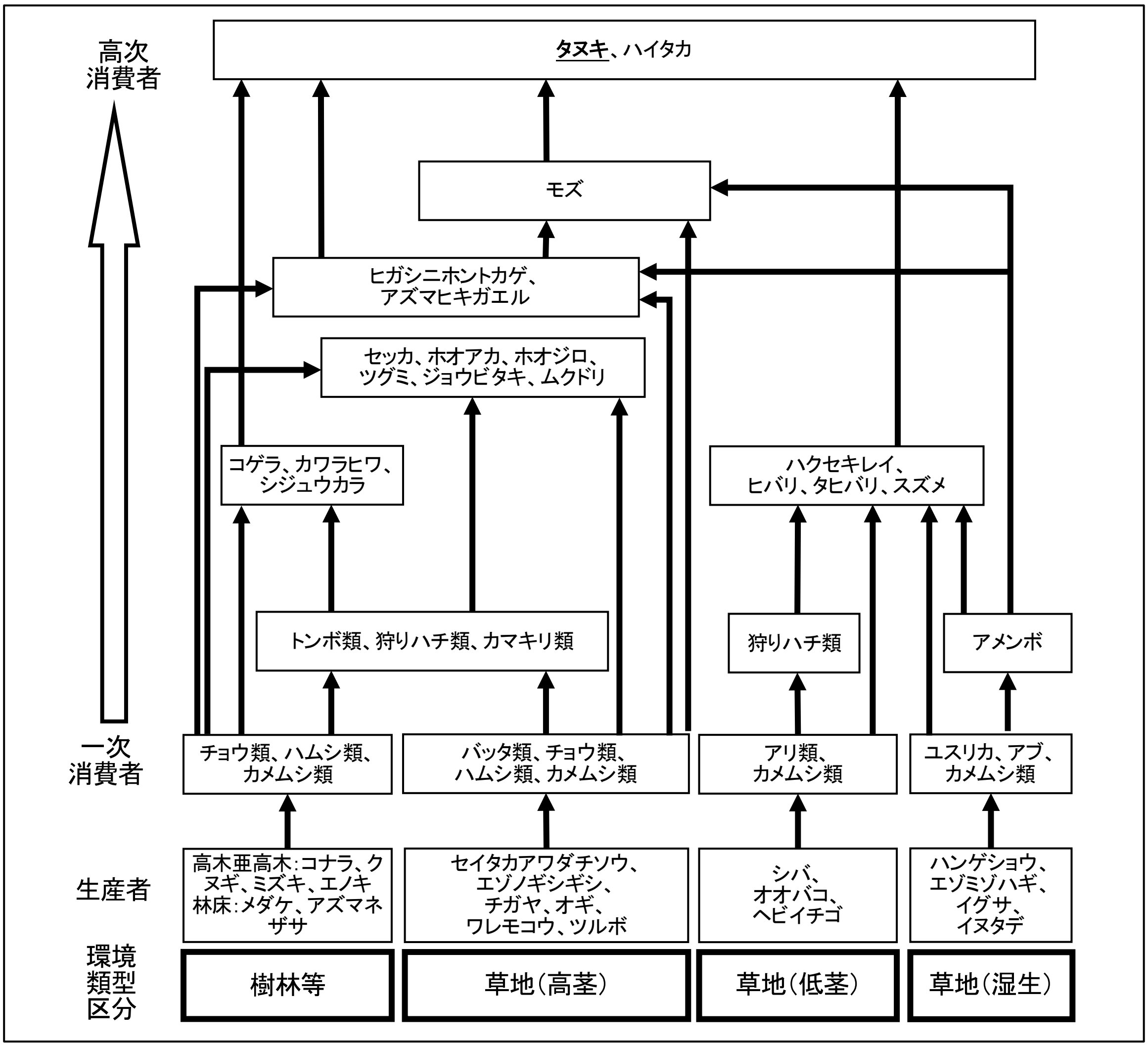

図 3-1　食物連鎖模式図（準備書　p.6.2-100　図 6.2.3.2）

※　太字：委員からの意見に関連する記述

表 3-1　予測結果（環境類型区分の変化の内容及びその程度）
（準備書　p.6.2-106　表 6.2.3.6 抜粋）

予測結果	【工事中】 建設行為等	公園及び墓園整備事業は工区を3分割にし、タヌキやハイタカ、モズ、ヒガシニホントカゲ等の新たな生息・生育環境となる樹林等及び草地（高茎、低茎）を整備しながら、段階的に整備を行うことで影響の低減を図りながら実施されることから、建設行為等による生息・生育環境への影響はほとんどないと予測します。
	【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	対象事業実施区域周辺の樹林地は引き続き維持されるほか、対象事業実施区域内では郷土種を主体とした樹種による新たな植栽が行われることで、時間の経過とともに新たな樹林地等として機能し、樹林性種の生息・生育が可能な環境が創出されます。その結果、予測地域における樹林等は6.11ha(1.73ha増)となるほか、供用時に新たに創出される規模の環境により生息環境は確保されることから、タヌキ、コゲラやカワラヒワ等の鳥類、ハムシ類やカメムシ類等の昆虫類といった種の生息環境である樹林等は維持されるため、影響はほとんどないと予測されます。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 3-2（1）　予測結果（食物連鎖の変化の内容及びその程度）
（準備書　p.6.2-107　表 6.2.3.7 抜粋）

予測結果	【工事中】 建設行為等	建設行為等により、樹林等は約 57%、草地（高茎）は約 100%、草地（低茎及び湿生）は 100%が消失します。 公園及び墓園整備事業は工区を 3 分割にし、**タヌキ**やハイタカ、モズ、ハクセキレイ、アズマヒキガエル等の新たな生息・生育環境となる樹林等及び草地（高茎、低茎、湿生）を整備しながら、**段階的に整備を行うことで影響の低減を図りながら実施されることから、建設行為等による食物連鎖に係る影響はほとんどないと予測されます。**
	【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	対象事業実施区域周辺の樹林地は引き続き維持されるほか、対象事業実施区域内では郷土種を主体とした樹種による新たな植栽が行われることで、時間の経過とともに新たな樹林地等として機能し、樹林性種の生息・生育が可能な環境が創出されます。その結果、**樹林等の消失は-2.91ha まで抑えられることで、樹林環境の食物連鎖に係る影響はほとんどないと予測されます。**

表 3-2（2）　予測結果（食物連鎖の変化の内容及びその程度）
（赤字：準備書からの変更箇所）

予測結果	【工事中】 建設行為等	建設行為等により、樹林等は約 57%、草地（高茎）は約 100%、草地（低茎及び湿生）は 100%が消失します。 公園及び墓園整備事業は工区を 3 分割にし、**タヌキ**やハイタカ、モズ、ハクセキレイ、アズマヒキガエル等の新たな生息・生育環境となる樹林等及び草地（高茎、低茎、湿生）を整備しながら、**段階的に整備を行うことで影響の低減を図りながら実施されることから、建設行為等による食物連鎖に係る影響はほとんどないと予測されます。**
	【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	対象事業実施区域周辺の樹林地は引き続き維持されるほか、対象事業実施区域内では郷土種を主体とした樹種による新たな植栽が行われることで、時間の経過とともに新たな樹林地等として機能し、樹林性種の生息・生育が可能な環境が創出されます。その結果、**樹林等の面積は 1.73ha 増加するため、樹林環境の食物連鎖に係る影響はほとんどないと予測されます。**

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

4　対象事業実施区域周辺のバスの運行ルート等について

【令和７年度第11回審査会ご意見】

大気（質）、騒音、振動、地域社会に関して、供用時の問題を解決するために、公共交通機関の利用を各種媒体で呼びかけるということになっています。この実際の供用時はしばらく後の話なので、今から予測は難しいかもしれませんが、公共交通機関はバスのことを指していると思うので、現状、どこからのバスが何本くらい通っていて、実際に施設利用者さんにそのバスを利用していただける可能性がどのくらいあるのか、あるいは本数等が少なくて、利用が期待できない場合に、将来増発の可能性があるのか。その公共交通機関、実際に利用できるかどうか、その辺の見通しについて教えていただきたいです。

【事業者の見解】

調査区域におけるバス路線は図 4-1 に示すとおり、天台観光、神奈中バスの２社が運行しています。来園者の利用が予想される高砂苑前から住宅前バス停は、立場ターミナルから戸塚バスセンター、立場ターミナルから大船駅西口（俣野公園・横浜薬大前経由と田谷経由の２路線）の３路線のバスが運行しています。来園者の利用が予想される、日中（8時台から17時台）に高砂苑前から住宅前バス停に停車するバスの本数は表 4-1 に示すとおりです。

表 4-1　高砂苑前から住宅前バス停に停車するバスの本数（8時台から17時台）

曜日	時間帯	行先		
		立場ターミナル行	戸塚バスセンター行	大船駅西口行
平日	8時台	9	4	1
	9～10時台	6	4	2
	11～14時台	5	3	2
	15時台	5	4	2
	16時台	6	4	4
	17時台	6	3	2
土曜	8時台	4	3	2
	9時台	5	3	2
	10時台	5	3	1
	11～17時台	4	3	1
休日、祝日	8～17時台	4	3	1

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

凡　例

- 対象事業実施区域（公園）
- 対象事業実施区域（墓園）
- 市　境
- 区　境
- 神奈中バス
- 天台観光
- バス停留所

資料：「泉区バスマップ（令和７年３月現在）」（横浜市ホームページ、令和８年２月調べ）、「戸塚区バスマップ（令和６年11月現在）」（横浜市ホームページ、令和８年２月調べ）を基に加工して作成

図 4-1　バス路線図
（準備書　p.3-53　図 3.2.7.2 を更新）

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

5　景観の予測結果について

【令和７年度第 11 回審査会ご意見①】

囲繞景観に対する評価をしていただいていまして、自然性などの観点での評価もいただいているのですけれども、多くが「(周辺）景観との調和は保たれる」という表現になっています。囲繞景観においても、正面に競技場などの構造物がある状態で周辺景観との調和が保たれるという評価結果になっているのですけれども、囲繞景観を別の場所でどのように享受することができるのかという観点で、もう少し広域的に考える必要があるのではないかと思いました。準備書の 6.14-31 ページなどでは、囲繞景観自体が改変で見えなくなる状況でも「(周辺景観との）調和（は保たれる)」と表現されているのですけれども、そういったところはもう少し保全措置による囲繞景観の享受の可能性を述べていただいた方がよろしいのではないかと思いました。

【令和７年度第 11 回審査会ご意見②】

東側はかなりフラットな施設が配置されて、地形的な変化がありますので、景観に対して、やはりどのように見えるのかということが大事な方角だと思うのです。それに対して、もう少し具体的な高さに関する情報を出していただけると良いと思っております。

【事業者の見解】

１月 16 日の審査会でのご指摘を踏まえ、準備書の囲繞景観の予測結果について、現時点で想定される高さ等の情報と、環境保全措置による周辺景観との調和について加筆した結果を表 5-1（2）～表 5-7 に示します。これらの内容は、環境影響評価書に反映させます。なお、準備書からの変更箇所は赤字で示すとおりです。

なお、工事前及び供用時の標高状況は準備書にお示ししている図 5-1、図 5-2 のとおりです。対象事業実施区域のほぼ全域で、切土・盛土を実施する計画ですが、みはらしの丘や河川（水路）等一部の範囲を除き、標高が大きく変化する地点は少ないと考えられます。

表 5-1（1）　景観の変化（No.19：かまくらみち中（東側）【着葉期】）

（準備書　p.6.14-31　表 6.14.21）

【現況】 令和４年 ８月３日撮影		
【供用時】		
景観の変化		対象事業実施区域内の草地が改変され、正面には陸上競技場が設置、左側には管理棟が設置されるため、眺めは大きく変化すると予測します。 眺めを変化させることになりますが、高木を植樹する等、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。

※　■は、公園及び墓園整備事業の対象事業実施区域を示します。

表 5-1（2）　景観の変化（No.19：かまくらみち中（東側）【着葉期】）

（赤字：準備書からの変更箇所）

【現況】 令和４年 ８月３日撮影		
【供用時】		
景観の変化		対象事業実施区域内の草地はすべて改変され、正面には陸上競技場※1が設置、左側には管理棟※1が設置されるため、眺めは大きく変化すると予測します。ただし、植栽計画としてスポーツ施設のボリュームに負けない重厚なみどり環境を創出する計画であるほか、建物及び工作物の形状デザイン・色彩等に配慮し、可能な限り周辺の眺望景観との調和を図るよう努めます。

※1　施設の高さや外観等の詳細については現在検討中です。なお、陸上競技場は高さ約 18m、管理棟は高さ約 5m としてフォトモンタージュを作成しています。

※2　■は、公園及び墓園整備事業の対象事業実施区域を示します。

表 5-2（1）　景観の変化（No.20：かまくらみち中（西側）【着葉期】）

（準備書　p.6.14-32　表 6.14.22）

【現況】 令和４年 ８月３日撮影		
【供用時】		
景観の変化	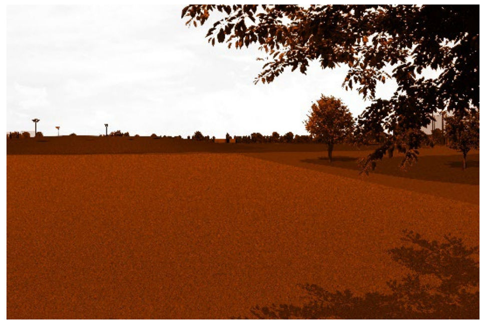	囲障区域のフェンス等の構造物が撤去、樹木が伐採され、園路や高さ約 4m、幅約 110m の見晴らしの丘等が整備されるため、眺めは大きく変化すると予測します。 眺めを変化させることになりますが、見晴らしの丘に芝生を整備する等、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。

※　■は、公園及び墓園整備事業の対象事業実施区域を示します。

表 5-2（2）　景観の変化（No.20：かまくらみち中（西側）【着葉期】）

（赤字：準備書からの変更箇所）

【現況】 令和４年 ８月３日撮影		
【供用時】		
景観の変化	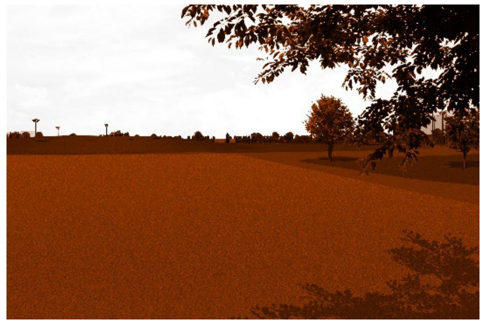	囲障区域のフェンス等の構造物が撤去、樹木が伐採され、園路や高さ約 4m、幅約 110m の見晴らしの丘等が整備されるため、眺めは大きく変化すると予測します。 ただし、見晴らしの丘に芝生を整備する等、対象事業実施区域内に緑地を創出し、可能な限り周辺の眺望景観との調和を図るよう努めます。

※　■は、公園及び墓園整備事業の対象事業実施区域を示します。

表 5-3（1）　景観の変化（No.21：中央広場①【着葉期】）

（準備書　p.6.14-33　表 6.14.23）

【現況】 令和4年 8月3日撮影		
【供用時】	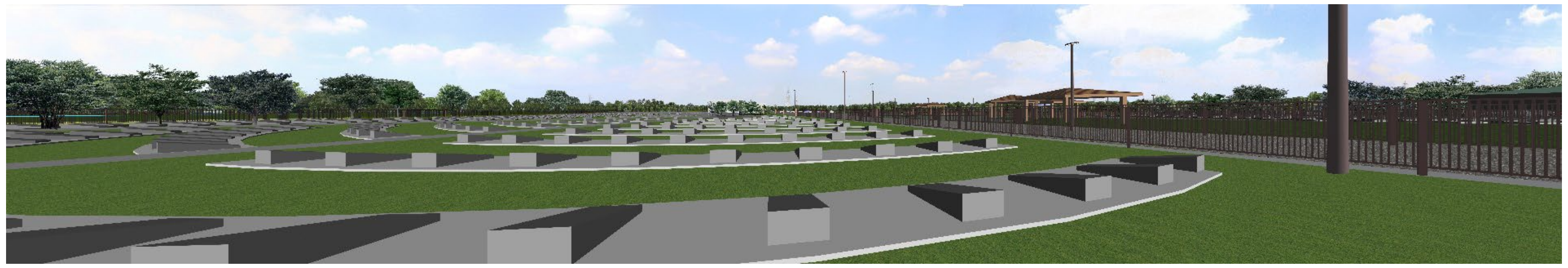	
景観の変化		対象事業実施区域内の草地が改変され、墓園が整備されるため、眺めは大きく変化すると予測します。 眺めを変化させることになりますが、芝生型墓地を整備する、西側の山々の眺望にも配慮した落葉高木の植栽を行う等、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。

※　■は公園及び墓園整備事業による改変範囲を示します。

表 5-3（2）　景観の変化（No.21：中央広場①【着葉期】）

（赤字：準備書からの変更箇所）

【現況】 令和4年 8月3日撮影		
【供用時】	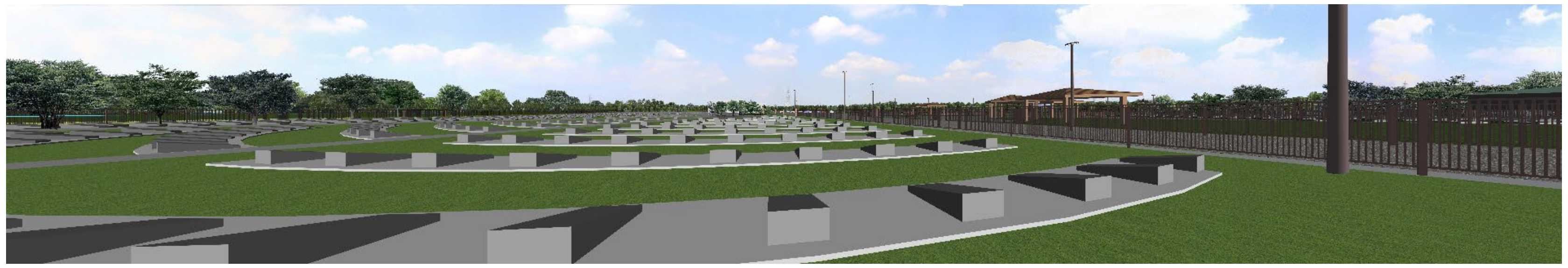	
景観の変化		対象事業実施区域内の草地はすべて改変され、墓園が整備されるため、眺めは大きく変化すると予測します。 ただし、芝生型墓地を整備する、西側の山々の眺望にも配慮した落葉高木の植栽を行う等、対象事業実施区域内に緑地を創出し、可能な限り周辺の眺望景観との調和を図るよう努めます。

※　■は公園及び墓園整備事業による改変範囲を示します。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 5-4（1）　景観の変化（№22：中央広場②【着葉期】）

（準備書　p.6.14-34　表 6.14.24）

【現況】 令和４年 ８月３日撮影		
【供用時】		
景観の変化		対象事業実施区域内の草地が改変され、サッカー場等が整備されるため、眺めは大きく変化すると予測します。 眺めを変化させることになりますが、草地保護区が整備され、オープン式調整池の水辺※1が整備される等、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。

※1　オープン式調整池の水辺は、常時水が滞留しているものではありません。なお、供用時のイメージ図は、水がない状態のオープン式調整池の水辺を示しています。
※2　■は公園及び墓園整備事業による改変範囲を示します。

表 5-4（2）　景観の変化（№22：中央広場②【着葉期】）

（赤字：準備書からの変更箇所）

【現況】 令和４年 ８月３日撮影		
【供用時】		
景観の変化		対象象事業実施区域内の草地はすべて改変され、サッカー場※1等が整備されるため、眺めは大きく変化すると予測します。 ただし、草地保護区やオープン式調整池の水辺※2を整備する等、対象事業実施区域内に緑地を創出し、可能な限り周辺の眺望景観との調和を図るよう努めます。

※1　施設の高さや外観等の詳細については現在検討中です。なお、サッカー場は高さ約 5m としてフォトモンタージュを作成しています。
※2　オープン式調整池の水辺は、常時水が滞留しているものではありません。なお、供用時のイメージ図は、水がない状態のオープン式調整池の水辺を示しています。
※3　■は公園及び墓園整備事業による改変範囲を示します。

表 5-5（1） 景観の変化（No.25：河川下流（上流側）【着葉期】）

（準備書 p.6.14-37 表 6.14.27）

【現況】 令和４年 ８月３日撮影		
【供用時】		
景観の変化		対象事業実施区域内の草地や樹木を改変、三面張りの河川（水路）が流れるくぼ地が埋め立てられ、墓園の駐車場が整備されるため、眺めは大きく変化すると予測します。 眺めを変化させることになりますが、草地を設け、高木を植樹する等、対象事業実施区域内に緑地を創出することで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。

※ ■は、公園及び墓園整備事業の対象事業実施区域を示します。

表 5-5（2） 景観の変化（No.25：河川下流（上流側）【着葉期】）

（赤字：準備書からの変更箇所）

【現況】 令和４年 ８月３日撮影		
【供用時】		
景観の変化		対象事業実施区域内の草地や樹木を改変、三面張りの河川（水路）が流れるくぼ地が埋め立てられ、墓園の駐車場が整備されるため、眺めは大きく変化すると予測します。 ただし、草地を設け、高木を植樹する等、対象事業実施区域内に緑地を創出し、可能な限り周辺の眺望景観との調和を図るよう努めます。

※ ■は、公園及び墓園整備事業の対象事業実施区域を示します。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 5-6（1）　景観の変化（No.26：河川下流（下流側）【着葉期】）

（準備書　p.6.14-38　表6.14.28）

【現況】 令和4年 8月3日撮影		
【供用時】	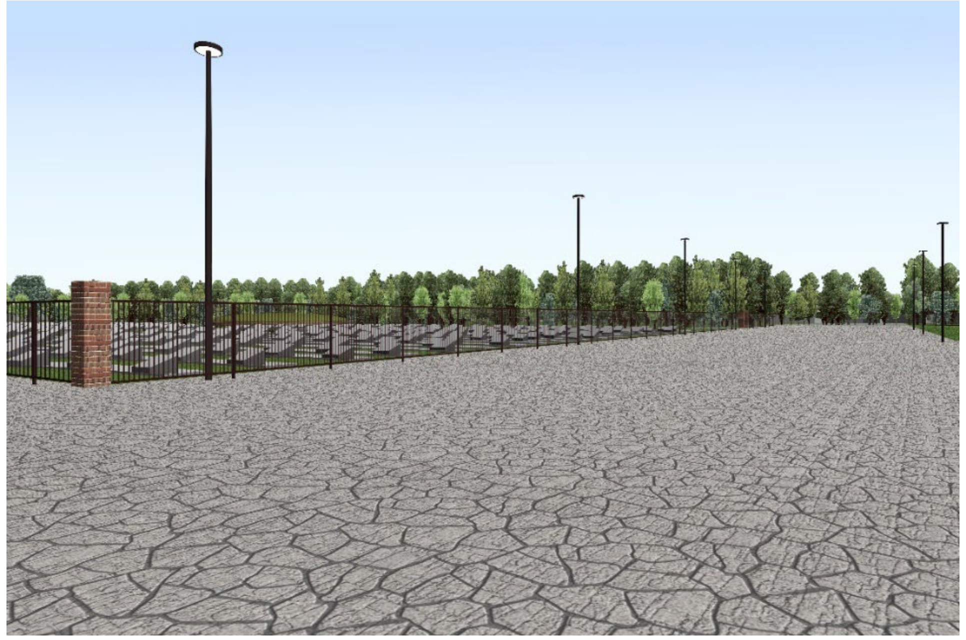	
景観の変化		対象事業実施区域内の草地や樹木を改変、三面張りの河川（水路）が流れるくぼ地が埋め立てられ、墓園の園路、芝生型墓地が整備されるため、眺めは大きく変化すると予測します。 眺めを変化させることになりますが、園路は富士山の景観軸に沿って幅10m以上の通路として計画し、西側の山々の眺望にも配慮した落葉高木の植栽を行うことで、周辺景観との調和は保たれるものと予測します。

※　■は、公園及び墓園整備事業の対象事業実施区域を示します。

表 5-6（2）　景観の変化（No.26：河川下流（下流側）【着葉期】）

（赤字：準備書からの変更箇所）

【現況】 令和4年 8月3日撮影		
【供用時】	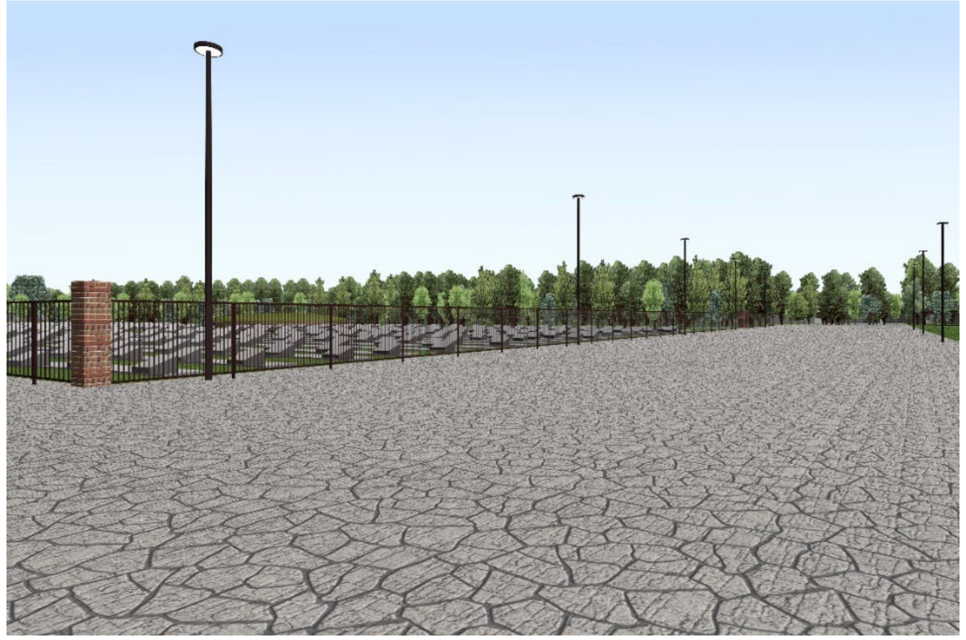	
景観の変化		対象事業実施区域内の草地や樹木を改変、三面張りの河川（水路）が流れるくぼ地が埋め立てられ、墓園の園路、芝生型墓地が整備されるため、眺めは大きく変化すると予測します。 ただし、園路は富士山の景観軸に沿って幅10m以上の通路として計画し、西側の山々の眺望にも配慮した落葉高木の植栽を行い、可能な限り周辺の眺望景観との調和を図るよう努めます。

※　■は、公園及び墓園整備事業の対象事業実施区域を示します。

この資料は審査会用に作成したものです。審査の過程で変更されることもありますので、取扱いにご注意願います。

表 5-7（1）　環境の保全のための措置

（準備書　p.6.14-41　表 6.14.30）

区分	環境の保全のための措置
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	・建物（管理棟等）周辺、雨水調整池の緑化に配慮した計画を検討します。 ・墓園整備事業では、「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」に定める「墓地の構造設備基準」に従い、墓園区域内に 35%以上の緑地を設け、緑豊かな公園型墓園とします。 ・緑化に際して、郷土種中心の多様な植物の植栽に努め、適切な管理により、良好な環境を維持します。 ・樹林では、郷土種を主体とした生物多様性向上に貢献する植栽計画を行い、高木、中木、低木、草本で構成し、立体的な階層となるよう多様な環境の創出を図ります。 ・公園や墓園の建物及び工作物の形状デザイン・色彩等に配慮することで、周辺の眺望景観との調和を図ります。 ・富士山の眺望に配慮して、魅力的で個性的な景観を目指します。

表 5-7（2）　環境の保全のための措置

（赤字：準備書からの変更箇所）

区分	環境の保全のための措置
【供用時】 施設の存在・ 土地利用の変化	・建物（管理棟等）周辺、雨水調整池の緑化に配慮した計画を検討します。 ・墓園整備事業では、「横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例」に定める「墓地の構造設備基準」に従い、墓園区域内に 35%以上の緑地を設け、緑豊かな公園型墓園とします。 ・植栽計画としてスポーツ施設のボリュームに負けない重厚なみどり環境を創出します。 ・緑化に際して、郷土種中心の多様な植物の植栽に努め、適切な管理により、良好な環境を維持します。 ・樹林では、郷土種を主体とした生物多様性向上に貢献する植栽計画を行い、高木、中木、低木、草本で構成し、立体的な階層となるよう多様な環境の創出を図ります。 ・西側の山々の眺望にも配慮した落葉高木の植栽を行います。 ・公園や墓園の建物及び工作物の形状デザイン・色彩等に配慮します。 ・可能な限り周辺の眺望景観との調和を図るよう努めます。 ・富士山の眺望に配慮して、魅力的で個性的な景観を目指します。

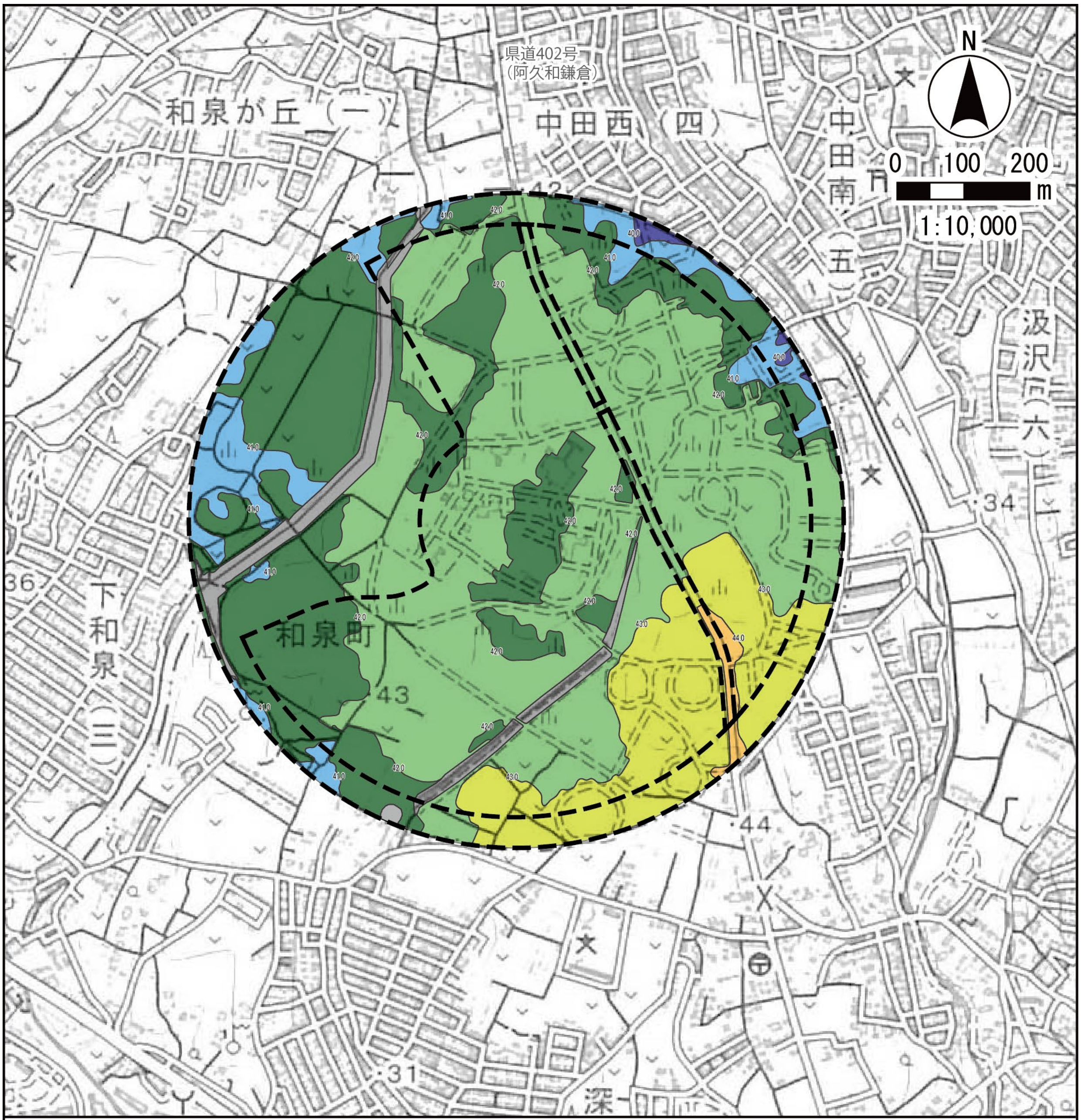

凡　例

：対象事業実施区域

［標高］

低 ⟷ 高

38.0 39.0 40.0 41.0 42.0 43.0 44.0 45.0 46.0

（　：水路）

資料：「（仮称）深谷通信所跡地公園及び墓園整備に係る基本計画及び関係機関協議資料等作成業務委託」（令和６年３月）を基に加工して作成	図 5-1　工事前の標高状況 （準備書　p.2-17　図 2.3.7）

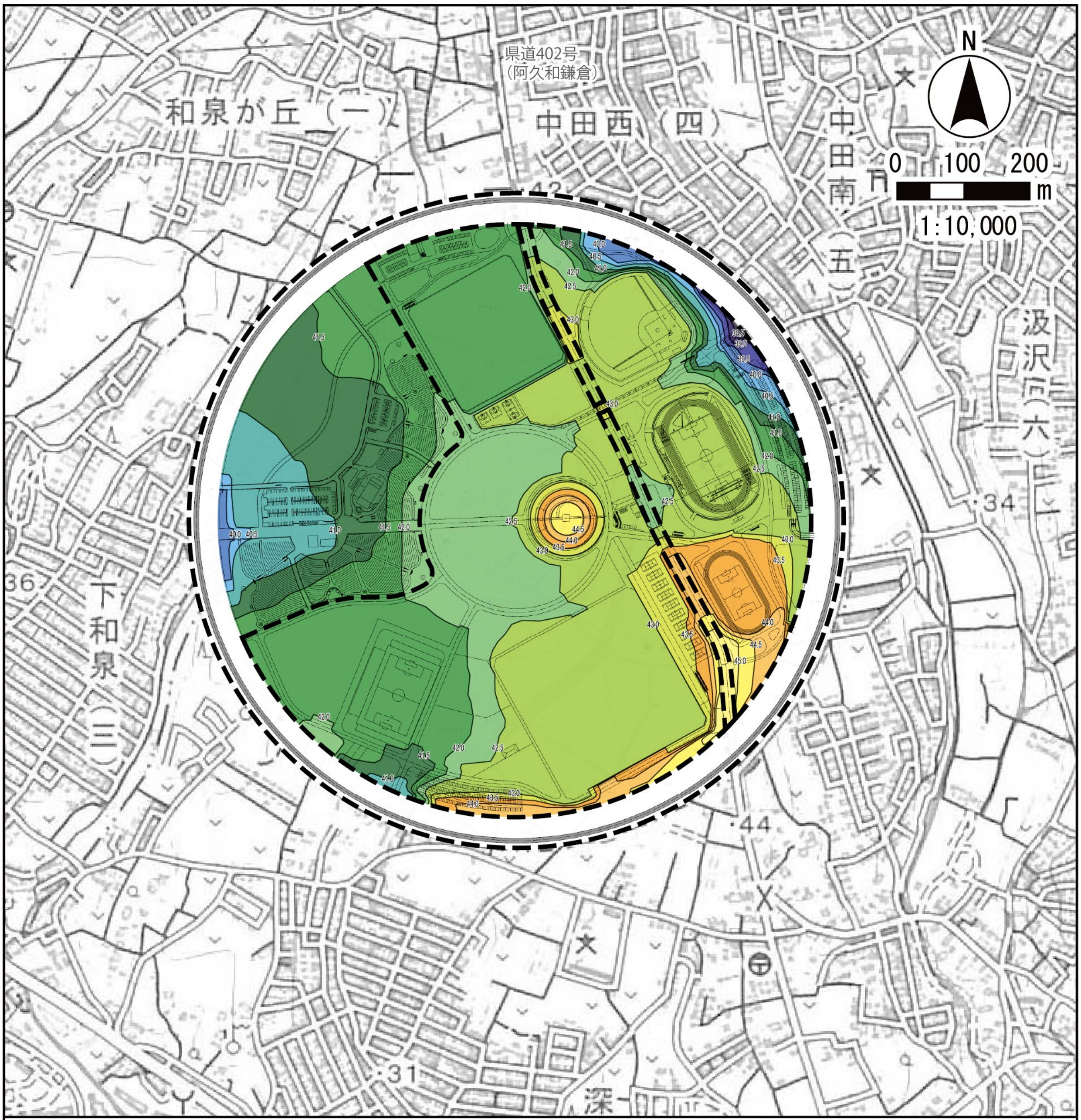

凡　例

: 対象事業実施区域

[標高]

低 ←→ 高

38.0 38.5 39.0 39.5 40.0 40.5 41.0 41.5 42.0 42.5 43.0 43.5 44.0 44.5 45.0 45.5 46.0

資料:「(仮称)深谷通信所跡地公園及び墓園整備に係る基本計画及び関係機関協議資料等作成業務委託」(令和6年3月)を基に加工して作成

図 5-2　供用時の標高状況
(準備書　p.2-18　図 2.3.8)